別表六（二十六）　情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否						
措法第42条の12の７第４項から第６項までの該当項	1	第　項	第　項	第　項	第　項	第　項
事業適応計画の認定を受けた日	2	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業種目	3					
情報技術事業適応設備及び生産工程 効率化等設備等の明細 資産区分 種類	4					
構造、用途、設備の種類又は区分	5					
細目	6					
取得年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業の用に供した年月日	8	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額 取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
差引改定取得価額 (9)－(10)	11					
事業適応繰延資産の明細 支出年月日	12	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
支出した金額	13	円	円	円	円	円

法人税額の特別控除額の計算

調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）	14	円			
情報技術事業適応設備 取得価額の合計額（(11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）	15				
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	16				
税額控除限度額 ((15)－(16))×3/100＋(16)×5/100	17				
当期税額基準額 (14)×20/100	18				
当期税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19				
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の⑳」）	20				
当期税額控除額 (19)－(20)	21				
事業適応繰延資産 支出した金額の合計額 ((13)の合計)	22				
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額	23				
繰延資産税額控除限度額 ((22)－(23))×3/100＋(23)×5/100	24				
当期税額基準額残額 (14)×20/100－(19)	25				
当期税額控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26				
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の㉑」）	27				
当期税額控除額 (26)－(27)	28				

生産工程効率化等設備等					
令和６年３月31日以前に取得したもの	取得価額の合計額 ((11)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	29	円		
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	30			
	税額控除限度額基準額 ((29)－(30))×5/100＋(30)×10/100	31			
令和６年４月１日以後に取得するもの	取得価額の合計額 ((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	32			
中小企業者	同上のうち中小企業者に係る額	33			
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	34			
	税額控除限度額基準額 ((33)－(34))×10/100＋(34)×14/100	35			
中小企業者以外の法人	(32)のうち中小企業者以外の法人に係る額	36			
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	37			
	税額控除限度額基準額 ((36)－(37))×5/100＋(37)×10/100	38			
生産工程効率化等設備等	生産工程効率化等設備等税額控除限度額 (31)＋(35)＋(38)	39			
	当期税額基準額残額 (14)×20/100－(19)－(26)	40			
	当期税額控除可能額 ((39)と(40)のうち少ない金額)	41			
	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の㉒」）	42			
	当期税額控除額 (41)－(42)	43			
法人税額の特別控除額 (21)＋(28)＋(43)		44			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）